

滋賀県社会福祉審議会

第6回ユニバーサルデザイン推進検討

専門分科会概要

- 1 開催日時 令和5年5月19日(金)13時00分~16時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)16名
伊崎葉子、尾上浩二、崎山美智子、谷口郁美、田野節子、藤崎育代、美濃部裕道、山根寿美子、
太田千恵子、関根千佳、野村義明、松本正志、三星昭宏、山野勝美、山本良信、頼尊恒信
- 4 欠席委員(敬称略)2名
増田圭亮、佐藤祐子
- 5 事務局
健康福祉政策課:駒井課長、田中主幹兼係長、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、矢向主事
- 6 進行
淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定版(答申案)について
- 7 概要

(司会)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会第6回ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の駒井から御挨拶申し上げます。

(健康福祉政策課長)

滋賀県健康福祉政策課長の駒井でございます。3月までは健康寿命推進課というところにおりまして、この4月から健康福祉政策課にまいりました。この会議に初めて参加させていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は何かとお忙しい中、またあいにくの雨で足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本県の健康福祉行政に対して、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。これまでからこの分科会、開催してまいりましたが、本日は最後の分科会ということで、“第1分科会”と“第2分科会”の合同で開催させていただいております。これまでから委員の皆様には、大変熱心な御議論、たくさんの御意見を頂戴しましたが、そうした御意見を踏まえまして事務局の方で一定整理をさせていただいて、本日はこの行動指針改定

版の最終の答申案ということでお示ししております。改めまして委員の皆様には意見交換をしていただきたいと存じます。

本日も限られた時間ではございますが、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚ない御意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

滋賀県健康福祉政策課の田中です。

この会議では、委員の皆様から事前にお申し出のありましたコミュニケーションについての配慮をふまえて進めさせていただきます。会議の進行について、二点注意事項がございます。

一点目は、発言の前には挙手をいただきまして、マイクがお手元に来てから、お名前を名乗っていただいた上で、できるだけゆっくりご発言をいただきたいと思っております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

二点目は、Zoomで御出席いただいております委員におかれましては、発言される時以外はミュートに設定いただきますようお願いいたします。

続きまして、会場内の状況について御説明いたします。会場前方にはスクリーンがございます。スクリーンには本日 Zoomで御出席の委員と中継をつないでおります。会場の中央部分に口の字型に机が配置されており、そこに委員の皆様が座っていただいております。会場には、委員の他に支援員の方がいらっしゃいます。委員の手話通訳士の方が2名、支援員の方は2名おられます。会場後方の傍聴席・記者席には現在どなたもおられません。滋賀県の事務局は全員で6名、健康福祉政策課長の駒井、以下、健康福祉政策課の職員が5名います。関係部局からも本日は、後方に多くの職員に御出席いただいております。

次に、会議の公開と会議の成立について確認します。本日の専門部会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御了承をお願いします。

次に本日の分科会につきましては、ユニバーサルデザインの理解促進として主にソフト面から御検討いただいております“第1専門分科会”、ユニバーサルデザインのまちづくりとして主にハード面から御検討いただいております“第2専門分科会”の二つの専門分科会合同での開催となります。

第1専門分科会は委員9名中8名の御出席をいただいております。欠席は1名で、増田委員でございます。

第2専門分科会は委員10名中9名の御出席をいただいております。欠席は1名で、佐藤委員でございます。

第1専門分科会、第2専門分科会どちらも委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

なお、今回の分科会より1名委員の変更がございまして、滋賀県建築士会の山本勝義名誉会長につきましては、同じく県建築士会の山本良信副会長に変更されておりますので御報告いたします。
次に本日配付している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお伝え願います。ここまでよろしいでしょうか。

続きまして、委員の皆様には自己紹介をいただきたいと思います。それぞれ「所属」と「お名前」を仰っていただきたいと思います。

<各委員 自己紹介>

(司会)

それでは、議題にうつります。ここからの進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定によりまして、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとございますので、三星会長、尾上会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

(第1専門分科会長)

はい、ご指名をいただきました尾上です。三星先生は、ちょっと遅れて参加されることも事前に聞いていますので、来られた段階でまた御挨拶いただきます。

この検討会ですが、令和2年の2月から始まったのですが、コロナの影響もあって当初の予定よりだいぶ延びてしまいましたけれども、いよいよ大詰めを迎えました。

この間、例えばオリパラでありますとか、あるいは関西で私の地元でもある大阪・関西万博での議論などがあり、さらには、前々回でしたが、私から報告をさせていただきましたけども、国連からの障害者権利条約の勧告もあって、令和2年の当初よりもより練った内容になってきたのではないかなと思います。

そういった議論を踏まえて、今日のような資料になってきているかと思っています。本日が最後の分科会なので、しっかりと御議論、御確認をお願いしたいと思います。それでは、まず、資料1、改定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

ありがとうございました。

スケジュールについて、御説明をいただきましたけれども、本日の議論、分科会としてはとりまとめ

をして、これを6月9日の社会福祉審議会の方に報告をして、それ以降、10月に正式案の決定という運びになります。何か御質問等がありますでしょうか。

特に御意見・御質問ないようですので、続きまして、指針の改定版の答申案について、前回第5回の分科会の意見等への反映状況を中心に事務局から御説明をお願いします。

本日は4時までの長丁場ですので、前半と後半に分けて、途中で休憩を挟む予定です。前半の方では、答申案、資料3に関する部分の説明と議論をいただいて、休憩を挟んで後半は、資料4、具体的な取組例等を記載した参考資料、この部分について御説明をいただいたうえで議論したいと思います。

それで、御意見をいただくときには、後で事務局から資料説明いただきます、参考資料1という横長の資料の一番左の欄にナンバー1から順番になっていると思いますけれども、例えば、「前回この意見を言ったけれどもこの部分どうなってるのか、ナンバー1について」と示していただいたら、どの部分が議論になっているのか、委員全体で分かりやすいかなと思います。または、この資料の中のどこどこですみたいなことを指摘をいただいたうえで、意見いただければと思います。それでは、まず参考資料1、これを中心に説明いただいて、この中の本編というところ、資料3、答申案の本編に関わるものを中心に御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

御説明ありがとうございました。参考資料1の2ページ目以降がですね、具体的な取組例という方は休憩のあとしっかり議論してまいりたいと思いますけれども、まずはさっき説明があった本編について、改めて御意見ならびに御質問等があれば挙手などの意思表示をしていただいて、回していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

先ほども申しましたが、この参考資料に書いている項目に関してですと、この中の何番を見ていただいて、この資料のどこのことかというふうに明示して発言をしていただけると、委員全体で議論を共有しながら進めていけるかなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、どなたからでもけっこうですので、どうぞよろしくをお願いします。

(委員)

本当に微々たるところですが、資料3の8ページ、10行目になります。「障害者」の「者」だけが網かけになっていますけど、原文は「障害」に配慮した情報提供っていうものを「障害者」に配慮したっていうことで、「障害」に配慮したというのはいわゆる障害の社会モデルの社会的障壁の除去になるんだろうなと思うんです。「障害者」にしたら、読み取り方によっては、その人っていうことで個人モデルという読み方もできるんです。「者」が入るか、入らないかという話はただそれだけなんですけど、若干、その意味を、読みやすさで「者」を入れましたということなら、もう一度どちらだろうかというのは考えていただければありがたいです。以上です。

(第1専門分科会長)

今の御意見について、まず事務局から説明いただけますか。

(事務局)

はい、こちら前回、「障害者」の「者」がない形で、「障害」に配慮したと書いていたのではなく、「障害のある人」に配慮したと書いておりました。「障害のある人」と「障害者」が資料の中で混在していたので、「障害者」に統一をしたというのが経過でございます。

(第1専門分科会長)

よろしいでしょうか。

前回いろいろ意見を言われていたと思うのですが、前回言われた意見について、修正含め、先ほど説明があったことについては何かありませんか。

(委員)

後半では意見ありますが、前半の部分についてはございません。

(第1専門分科会長)

後半の具体的な取組のところということですね。分かりました。本編の方はないということで、他の委員の皆さん、何かございませんでしょうか。

(委員)

本編の10ページ、14行目を御覧ください。LGBT についての説明、前回お話がありました。この話は分かったんですけども、ただ細かいところですけども、文章の流れがちょっと分かりにくいんです。9行目から13行目までは、ICT、その次に「さらに」という文章の使い方がおかしいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。文章、私得意ではないんですけども、どうかなと思って皆さんにお伺いしたいと思います。

(第1専門分科会長)

御意見の確認なんですけど、本編の10ページの中の14、15行のところ、その前のところが ICT ということで、「その他」というこの文書全体の構成がどうなってるのかということの質問ということでしょうか。

(委員)

「さらに」というつなぎ言葉ですね。「さらに」という同じ言葉っていうのが、ICT からつながりが正しいのかどうか、使い方がどうかということで質問しました。例えば、A の文章がありまして、そのうえに、「さらに」というつなぎ言葉なら分かるんですけど、上の文と下の文がちょっとつながっていない

あたりで「さらに」という接続詞を使うことについて疑問に思いました。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。質問の趣旨すごく明確になったと思います。では事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今回は「また」でつないでた部分だと思うんです。ただ「また」「また」になってしまうということもあって、「A また B、さらに C」と書かしてもらっているところなんですけれども、ただおっしゃるようにちょっと中身がバラバラなことを三つ並べていますので、少し国語的な部分でもう一度確認をして、必要に応じて修正をしたいと考えております。

(第1専門分科会長)

はい、どうもありがとうございました。

(委員)

11ページ、4番、推進体制、福祉のまちづくり推進会議のところなんですけど、見直しについて言及されていますが、ここが見直しの時の会議体になるということではよろしいでしょうか。以上です。

(第1専門分科会長)

御質問は11ページの推進体制等ということに関連して、この福祉のまちづくり推進会議と、推進体制の関係というか、位置づけということですか。

(委員)

ユニバーサルデザインの指針についての見直しについて、このまちづくり推進会議で見直しをされるという理解でよろしいでしょうか。

(第1専門分科会長)

この指針を受けて、今後の見直しをどこでやるのかということで、推進会議でやるという理解でいいのかという質問ということでよろしいですか。ありがとうございます。

この行動指針、非常にいろんなものを盛り込んだので、これを受けて、今後見直しを、どういうふうにするのかということをお質問いただきました。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

はい、ありがとうございます。まだ何も決まったものはないんですけども、今回こういった形で社会福祉審議会の分科会として、行動指針の見直し改定版の策定をしているところですので、5年た

って、さあ見直そうとなった時にはおそらくまたこういった形で専門分科会を立ち上げて見直すことになると思っています。

(委員)

それでは、まちづくり推進会議の内容、あんまり詳しくないのでどういう会議なのか、教えていただいてよろしいですか。

(事務局)

まちづくり推進会議につきましては、ユニバーサルデザインに関するまちづくりの普及啓発に関することや情報交換に関することを目的としまして、福祉であったり、建築、交通といった関係団体が約120団体、入ってくださっている会議体になります。そこで、情報交換や意見交換、普及啓発をしながら、ユニバーサルデザインの推進をしていこうという場になります。よろしかったでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

さらに、5年程度ということですけど、指針の話も含めてもうちょっと今後推進をし、さらに見直しをしていくこと、非常に大切なことについての御質問、御確認でした。ありがとうございました。

(委員)

ただいま言っていたいただいた修正の部分で、少し付け加えて意見を申し上げたいと思います。改めて8ページの「障害者」という部分について、最初に意見を申し上げたいと思います。この10行目だけを見ると、確かに「者」を取って「障害」というふうにした方がいいような気もしますが、前後の文脈を見ると、私はここに「障害者」というふうに入れた方がいいと思います。それがまず第一点ですね。

「障害」というふうに捉えて考えてもいいんですけども、前後の文脈を見ると、そこは「障害者」の方がいいなというふうに思います。それが一つ目です。

それから、先ほど10ページの14行目の「さらに」という部分なんですが、17行目に書いてある言葉として、「そうした社会環境の変化を踏まえ」というふうに書いている。この言葉の意味、「そうした」というのは、この④のそれぞれの項目を指していますので、ここを「さらに」じゃなくて、並列的に考えると、こういうとき例えば「加えて」とか、そういう表現を使う場合もあるかなと思います。私もいろんな総会資料を作ったときに、物事を並列に並べるとそういう表現を使うときもあるので、少し御検討いただければなというふうに思います。二点目は以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございました。他の委員さんから出された質問や意見に対してのコメントということですが、事務局何かございますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。文章のところににつきましては、検討したいと思います。

(委員)

一点申し上げてもよろしいでしょうか。この本文の3ページ目、はじめにというところ。「ユニバーサルデザインとは」とある文章の7行目から8行目のところなんですけれども、少し読みます。ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、全ての人が利用または参加することを前提として、とありますね。その後、「できるだけ多くの人が使えよう、また使いやすいように」とありますが、何を使いやすいのかっていうのが、ないように思うんです。全ての人が例えば、社会サービスということが適当かどうか分かりませんが、社会参加することができるように、という意味だと思いますが、何をどう変えていくのか、このユニバーサルデザインの考え方で進めるっていうのは、あらゆる社会サービスについて、これこれこんなふうにしていく、提供することが求められています、というふうに修文してはどうかと思いましたので、提案します。

案も申し上げた方がいいですね。8行目ですね。「利用または参加することを前提として、全ての社会サービスについて、できるだけ多くの人が使えよう、また使いやすいよう」というふうにしてはどうかと思いました。「全ての」か「あらゆる」か、ちょっとその言葉をまた御検討いただけたらと思います。これが一つです。

続いて、本文19ページです。「利用しやすい施設等」の目指す方向っていう下の方のところ。②のところ、施設のユニバーサルデザイン化を進めるということと、その事業者などに対する意識啓発とあります。「施設の機能を維持し、さらに利用しやすい施設に改良していきます」ということとともに、その施設を利用する人に対する接遇と言ったらいいですか、人的な環境といいますか、ここで何かハード面の改良だけでなく、利用しやすい施設等については、そこでの人的環境と表現した、そういったことも併せて述べた方がいいのではないかというふうに考えます。それが他のところに書いてあるかなと一応読んだのですが、ちょっとなかったんで、この②に施設の改良ならびに何々というふうにつけてはどうかと思いました。もし他にあったら、すいません。

三つ目は、24ページ、25ページのところです。「だれもが満足できるサービス・情報の提供」というところです。これは、これまでの意見の積み重ねの中で、インクルーシブ教育の話がされたり、会長も4回目の会議のときですか、インクルーシブ教育、国連の提案の話がされました。インクルーシブ教育という概念、ユニバーサルデザインの中で、大変これから先、子どもの育ちっていうことにおいても重要だと思っていて、その事をどこかに入れられる方がいいんじゃないかと考えたんです。

それは、ユニバーサルデザインとか福祉のまちづくりを学校で学ぶということではなくて、教育というサービス自体をユニバーサル化していくというお話だったと会議で受けとめてきましたので、そ

れが入るとすると24ページ、25ページのところではないかなと思いました。ですので、25ページの目指す方向のところの一つ、インクルーシブ教育のこれまでの御意見を踏まえたことを一つ入れるといいのではないかなというふうに考えました。

もう一個、最後です。27ページ、県民に期待される役割のところですか。これは冒頭のこれまでの意見の中で、思いやりということで、思いやる心ではなくて、互いに相手の立場に立って考える心を持つということで修正が入っているところですが、加えてですね、27ページの12行目、「困っている人に積極的に手を差し伸べることなどを」とありますが、積極的に手を差し伸べるという表現よりは、「困っている人がいたら助けることが当たり前な社会」というような、何かそういう表現といいますか、その方がいいのではないかなと思って提案します。以上です。

(第1専門分科会長)

一点御意見をいただきました。繰り返すことはいたしませんけれども、それぞれ、この箇所についてということで言うていただきましたので、事務局の方から御回答いただければと思いますし、さらに先ほどいただいたところで、他の委員からも御意見あればちょっと追加でいただければと思います。

まずは、いただいた意見について、事務局から御回答をお願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。一点目、3ページですね、「1 ユニバーサルデザインとは」の定義のところ、目的語がないということで、全ての社会サービスについて、というのを入れてはどうかといった御意見だったと思います。社会サービスもちろんそうですし、ものとかそういったものも入ってくるのかなと思うんですけども、これについてはちょっと皆さんの御意見をいただきたいなというふうに感じました。

次に二点目が、19ページですね。「利用しやすい施設等」というところで、ハードの部分はずっと書かせてもらっているんですけども、その建物の内外、ですかね。人的環境についても、書けないかということで、ちょっとどこかに書いてあるかどうかぱっと出てこなかったんですけども、こちらは検討したいというふうに思います。

三点目、24、25ページのインクルーシブ教育のところにつきましては、第4回、第5回の分科会で議論をいただきまして、「インクルーシブ教育システム」なのか、「インクルーシブ教育」なのかというところで、なかなかこの指針の中で書くのは難しいということで、この表現を使わずに記載をしたところでございます。なかなかインクルーシブ教育というワードを使うと難しいということでそれ以外の言葉を使いながら書けるのであれば記載をしたいなというふうには思っていますので、こちらについても御意見をいただきたいと思います。

最後27ページ、「積極的に手を差し伸べる」、この表現は確かに思いやりに通じるものがありますので、この文については表現を改めたいと思います。困っている人を助けるのが当たり前、当然となる。そういったふうになることが期待されますということで、そういった内容に修正できればというふうに考えています。以上です。

(第1専門分科会長)

はいありがとうございました。

特に四点のうち、事務局の方で引き取って検討するものと、もう少しちょっと委員で議論をいただければと言われたのが、この3ページの、使えるよう、また使いやすいというのを、社会サービス以外のものも含めてどういうふうに記述すべきかということと、もう一つが、こちらはこれまで具体的な取組、この後の後半の方の資料の中では議論をしてきたインクルーシブ教育、日本の教育行政がインクルーシブ教育システムという言葉を使うのと、私達委員としては障害者権利条約が言うインクルーシブ教育の意味が分かるようにということで、書きぶりをいろいろと工夫してきた経過がありますが、本編の中にもう少しインクルーシブ教育を目指してるということがわかるようなものを、どこかに書けないかというですね、その部分についてももう少し委員の間で意見交換ができればと思います。

まず、この3ページ目の方の、使える、使いやすいという、社会サービスということを言われましたけど、それ以外のものであったり、建物であったりそういったものも含めた概念があったらいいなという事務局からなんですけど、何かアイデアございますか。

(委員)

すごい大事な指摘いただいたなと思うんですが、社会サービスとなるとどうしても社会福祉とか、インターネットでざっと調べた限りではございますが、言葉がかなり限定されてくる。あるいは後半の資料を読んでいますと、民間に対する取組も書いていますように、社会サービスになると、対象が限定されすぎるのではないかと考えております。

これも含めて、皆さんで考えていきたいのですが、割と日本語的な表現では、普遍的なもの、日本の場合は省く癖がある。なにかそこにつけてしまうとそれ以外っていうことが漏れ落ちることがあるので、あえてそこを限定しないっていうのも一つの考え方としていいのかなと思います。なにか言い当ててしまうと漏れてくるものがある。以上です。

(委員)

おっしゃるとおり、日本語ははっきり言わないから、いいところもちろんあるんですけども、一般的なユニバーサルデザインの定義としては、「できるだけ多くの人が最初から使えるよう、まち・もの・情報・サービスなどを」っていうふうに定義することがとても多いんです。ですから、もし先ほどの懸念を考えるとしたら、日本語的にあえて入れないっていうのも奥ゆかしくていいかという気もするんですけど、もし入れるとしたら、「できるだけ多くの人が、まち、もの、情報・サービスの全てを使えるよう」とすると、さまざまなものがこの中に入ってくるので、良いのではと思います。

(第1専門分科会長)

はい。どうもありがとうございました。今の意見に対してというはどうでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。私も賛同します。

(第1専門分科会長)

2ページ目の目次を見ていただきますと、第3章のところ、一つ目が「だれもが取り組むユニバーサルデザイン」ということなんですが、2以降が、その中の具体的な対象に、まち、もの、サービス・情報ということで、4つの要素ですね。まちづくり、ものづくり、サービス・情報、それをあまねくここに入れませんかということです。この目次からしても、すごく妥当な提案ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

はい。全体を網羅する言葉でいいと思います。ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

こういう形で委員間での議論から一つの方向性を見出せるとすごくいい形です。どうもありがとうございました。今提案があった内容で事務局の方で整理して書いていただくということでまず一つ、この問題については結論ということです。

あともう一つですね。インクルーシブ教育についてということですが、表現はともあれインクルーシブ教育の、ともに学び、育つということを、具体的な取組例ってというのは、この本編ではどこに対応した取組というものになっていますか。事務局の方でちょっと御説明していただけますでしょうか。

(事務局)

おっしゃってくださったのは、目指す方向24ページ、25ページでしたね。今、記載をしておりますのは、17ページ、「ひとづくり、学びの場づくり」の目指す方向の③に書いているところなんですけれども、おっしゃってくださったのは、ユニバーサルデザインの意識の醸成ではなくて、ともに学ぶ環境づくりの部分で、この24ページ、25ページのところに、ということによろしかったですでしょうか。

(委員)

言ってくださるように、意識の醸成ではなくて、具体的にインクルーシブ教育の内容を目指すということをどこかに盛り込むとしたら、さっき申し上げたサービスのところかなというふうに思いました。

(第1専門分科会長)

確認ですけど、先ほど17ページの③のところ、前半ですよ、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくりを進めるという。それを、24ページのところに書いてはどうかと。それで、それを受けてその環境づくりで、一方で、意識の醸成はそれこそ結果としてあるけれども、むしろ環

境、ともに学ぶということを書くべきだということですね。そういう整理でいかがでしょうか。事務局の方でもそういう趣旨でよろしいですか。

(事務局)

そこはどういった内容で書かせていただくのがよいのか検討したいと思うんですけども、この利用しやすいサービスの提供の部分ですよね。つまり、どういった形で書かせてもらうのがいいのかが、いい案が思い浮かばないので御意見をもう少し皆様からいただけるか、後ほど先生とも相談しながらさせていただくかという形にしたいと思います。

(委員)

この部分を書き換えるとしたら、「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の環境づくりを進める中で、学校におけるユニバーサルデザインを進めます。」というのはいかがでしょうか。今はバリアフリー法の対象に学校が入ったので、学校のバリアフリー化は、建築業界としてはこれから始めるべきところですね。そういう意味では、まちづくりや施設の中にも入れて欲しいのですが、まずはインクルーシブ教育という言葉を入れるとしたら、学びの場に入れるのが一番いいと思います。速すぎたでしょうか？もう一度言いますね。「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の環境づくりを進める中で、学校におけるユニバーサルデザインを進めます。」これであれば、ハードもソフトも両方進めることになるのではと思うので、提案します。

(委員)

14ページ、「1(3)ひとづくり、学びの場づくり」を根本的に変えてほしい。例えば、「ともに学べる環境づくり」っていう文言に代えてほしいです。

(第1専門分科会長)

今の御発言、確認させてもらいたいと思うんですけども、1(3)で「ひとづくり、学びの場づくり」というのが、「ともに学べる環境づくり」というふうに見出しからそういうふうにしたほうがいいということですね。

今日は進行ではあるんですけど、ちょっといろいろ皆さんの意見を受けて、事務局の方で調整をされてることに對して、私と三星会長からもいろいろと意見を言って、調整をしてきた経過からすると、多分、事務局的には「インクルーシブ教育」という言葉を入れると、「インクルーシブ教育システム」ではないのかという、おそらく滋賀県庁内の調整が難航するというか、調整が必要なのかなっていうのでなかなか「インクルーシブ教育」なのか「インクルーシブ教育システム」なのか、ずっと三、四ヶ月の議論があったので、あえてそういうインクルーシブという言葉を使わないとするならばこの「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ」という表現で、そのともに学ぶ環境というのをもう少し目立つように、一つは(3)の表題にできないかな。この「ともに学ぶ環境づくり」については、調整はついてきているという理解でいいですよ。ちょっと経過説明的に提案いただいたことを受け

て、この間のインクルーシブ教育ということを巡っての議論を一定整理した上での提案かなというふうに私も思いましたので、ちょっと確認の上で補足説明をさせていただきました。

(事務局)

今、御説明して下さったとおりの経過でございまして、目指す方向の③に書かせてもらってる内容は庁内での調整をした結果、「子どもがともに学ぶ環境づくりを進める中で」というふうに記載させてもらっているところです。見出しにそれを持ってこれないかっていう、そういった御意見だと思います。こちらについては御意見をいただきましたので、また御意見を踏まえて検討したいというふうに思っております。ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

最終的にはもちろん要調整をしてということではあるんですけども、この間の議論、そして今日、改めて提起されたとおり、本来においてもインクルーシブ教育がやはり指針の目指すべき方向だということがもう少し分かりやすくというか、ここまで調整されたからそれを否定する立場ではないんですけど、まだちょっと靴の上からかいてるというそういうちょっと回りくどい感じのところ、やっぱり皆さん感じておられるのだと思うんですね。例えば「人づくり、ともに学ぶ環境づくり」というふうなくらい、それは委員としてはやはりそういう方向づけをしてほしいという意見だということで、汲み取っていただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

はい、どうもありがとうございました。では、いずれも本当に非常に大切な提起いただきましたけれども、特に最初の3ページのところ、「ユニバーサルデザインとは」ということに関係するところと、「インクルーシブ教育について」ということについての議論は以上でいったんの結論ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(委員)

二個あります。一つ目なんですけれども、これは障害者雇用のところ。本編8ページのところです。図にさせていただいて、とても分かりやすくなっているのはとてもいいですね。ただちょっと気になったのは、7行目の「過去最高となっています」という言葉なんです。滋賀県が頑張ってるなどというのは分かるのですけれども、パーセントにすると、結局4%くらいの障害者しか雇用されていないのです。障害者全体が8万強ほどという中で、たった3,400人です。ということは残りの96%の障害者は雇用されていない。

これは例えば、「女性の雇用率が4%です。」というのと同じです。もちろんこの残りの8万何千人、

96%の全員が、雇用を希望しているとは限りませんが、ここで「過去最高となっています。」と言われると非常に引かかる。全国ベースで見ても、障害者雇用の比率で滋賀県は全国の18番目ぐらいなのですから、過去最高になっているのは立派なことなんですけど、やはりちょっと抵抗あるので「13年連続で増えています」のようにしていただけないかと思います。過去最高って言われると、これは昔、女性活躍を推進していた時代に、「うちの会社の女性社員は4%になりました。過去最高です。(すごいでしょ)」って言われているようなもので、それで喜んでいいのかという感じなので、ちょっとどうかと思うのです。

二つ目です。これまでの会議でもずっと言っていた、「だれもが使いやすいものづくり」についてです。前よりは、だいぶ良くなりました。しかし例えば、22ページ、23ページの「現状と課題」です。ユニバーサルデザインの製品と書いてありますが、何を指しているのかがよく分かりません。福祉用具の話のように見えます。それは、例えば障害者しか乗れないバスとか障害者しか使わない駅、そういうことを言っているように見えるのです。ユニバーサルデザインってそうじゃないですよね。メインストリームのものをいかにみんなが使えるように作るか、だと思います。普通の車、普通の家電、普通のパソコン、普通のいすやテーブルです。それが、高齢者も障害者も使えるからユニバーサルデザインなんです。例えば、たねやさんはお菓子を売っていますが、あのパッケージが UD であることが求められるわけです。企業に対してユニバーサルデザインの製品を作るという依頼をするのではなく、メインストリームのもの全てがよりユニバーサルデザインに作られることの方が大事なのです。ですから、ここで「UD 製品に対する認知度が低く、需要の把握や供給が十分でない」と言われると、なんか方向が間違っているんじゃないかっていう気がしまいます。例えば県の公用車は、全部、車いすで乗れますか？東京や神奈川では、半分以上のタクシーが車いすで乗れる気がします。滋賀県はどうですか？

普通の身の回りのものが全て UD になっているかということ、私はまだメインストリームの製品全体がそうになっている気がしません。家電製品はどうでしょう？例えば滋賀県内の自動販売機は全部 UD になっていますか。そういう意味で見るとちょっとこのページの書き方は、なんだか隔靴搔痒という感じで、抵抗が残ってしまうんです。

それと、福祉用具はイコール UD ではありません。これは障害者権利条約の中で明確に定義されています。ユニバーサルデザインは、福祉用具と併用することを排除しないという言い方をしています。

だから、例えば、全盲の人が使うスクリーンリーダーや盲ろうの人が使う点字のピンディスプレイなどの福祉用具は、UDなウェブサイトや PC と一緒に使うためのものなのです。でも、ここでは県内企業に対して、そのようなピンディスプレイやスクリーンリーダーを作ってくれと言っているわけじゃないですよね。その方向性がちょっと違うのではないかということなのです。

「だれもが使いやすいものづくり」っていうのは、県内の企業が、自分たちのメインストリームの製品をどうやって UD にするかということへの支援をしなきゃいけないのです。だからここであんまり福祉用具に特化しない方がいいんじゃないかなって言うので、この 22 ページの③とかです。悪くはないんだけど、これはだれもが使いやすいものづくりの中に入れるべきなんじゃないですか。これは非常

に悩ましいと思っていました。前にも言ったような気もしますが、例えば岡山県でやっているように、全てのテレビ番組に、県内の企業のコマーシャルに、字幕や音声解説をつけていく努力の方が大事ではと思います。UD 製品というのはメインストリーム、私たちの身の回りの製品の全てが UD になることという概念が、県庁の中で認識されているかどうかだと思います。事務局に、御意見お伺いしたいと思っています。以上です。

(第1専門分科会長)

では、二つありました。障害者雇用と先ほどの UD の製品についての御意見でしたが事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。まず8ページの障害者雇用、書きぶりのところですけども、滋賀労働局のプレスリリースから引っ張ってきたワードだったんですけども、おっしゃっていただけてますようにここまで書く必要もないのかなっていうので、「13年連続で増え続けています」という形で修正しようかなと今考えているところでございます。

二点目の、ユニバーサルデザイン製品のところなんですけれども、おっしゃることは、非常によく分かりました。ただ、どのように言葉を置き換えたりとかいうのがちょっとなかなか思い当たりません。その辺り御意見いただければと思います。よろしく願います。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。具体的な提案ありますか。

(委員)

例えば、23ページの一番上の黒丸だったら、「製品のユニバーサルデザイン化に対する認知度はまだ低く」というレベルなのでまだいいかなと思うんですけど、その後半の方は企業側では方法が分かっていますとか、そんな感じになっていますね。22ページ、「ユニバーサルデザインの製品の普及が必要です。」、これおそらく、トヨタとかパナソニックとかソニーや日立が聞いたら何を言ってるんだっていう感じになると思うんですね。ですから、製品開発のところは、「ユニバーサルデザインの製品を開発するためのノウハウを企業が学ぶことが必要です。」とするほうが良いと思います。

例えばソニーは、もうアクセシブルな商品しか作らないというルールを決めて、昨年プレスリリースをかけていますね。これはアメリカやヨーロッパの企業が UD 以外のものを、開発も公共調達も輸入も輸出も禁止したからです。EU ではその法律ができて、EU 各国は日本からの製品も UD 以外の一切買えなくなっていました。こういう状態だということを、日本の企業や経産省は分かっているんだろうかと思っています。

完全な巨大非関税障壁ができてきているのですから、企業側には自社製品をどうユニバーサルデザインにするか、ノウハウの普及が必要です。また購入する側も勉強しなきゃいけないんです。例

えば県庁です。県庁の人が、例えば自動販売機を一機導入する、椅子を一個購入するにしても、これがUDかどうかを理解した上で購入するようになさきゃいけないんです。そこが普及のためにとっても大事なんですけども、それを行政側にどうやって把握していただくかが重要です。アメリカの場合は各省庁がそのための勉強会をものすごくやっています。県庁の中でもUDとは何かということ、どうやって選ぶかということ学ぶための勉強会はやっていると思うのですが。バリアフリー法も変わって、教育も対象になったわけですけど、学校の机を入れたり、パソコンを買ったりする時にも、これはUDか、UDじゃないかを決めて購入しなきゃいけないわけですね。それが、ものづくりのところに関わってくると思うので、考えていただければと思います。

(第1専門分科会長)

今日の議論を受けて事務局の方でいろいろと修文をこれからしていく段階で、ちょっと個別に相談させてもらうという形で進めたいと思うんですが、それでよろしいですか。

それとあと、私も今、お話聞いて改めて見直して、確かに本来の意味でのUDの製品と福祉用具を並列に書かれているのはちょっとごちゃごちゃしてるなという感じがするので、UD製品と、もちろんこの福祉用具も含めての開発は重要ものづくりという意味で、福祉用具は福祉用具で一つまとめて別項目にするのがいいかなという感じがしました。だれもが使いやすいUDとあわせて、もう一つ別に個別に調整をしていく補装具の開発という、福祉用具の記載を消すというよりは、項目立てちょっと整理するというところでどうでしょうか。

かなりもう時間は前半の予定時間をだいぶ過ぎています。いったんまず前半の方は、途中で参加をいただいた先生の御挨拶を一言いただいてからそれで休憩に入りたいと思います。

(第2専門分科会長)

今の件、おっしゃるとおりだ。福祉用具とUDとは別です。ですからここ完全にやっぱり書き直さざるをえない。書き直しの内容は今、座長がおっしゃったように、事務局と練りながら、福祉用具は分けられないといけない。こういう項目だと県民が間違える。多分、委員がおっしゃりたいところ、その代わりに、ここもっと実践的に、これ読んだら県民や企業の皆さんがUDに取り組もうっていう気持ちになるということ、そういうものに力を入れたらいいと思う。

それからこれまでの、というのは、事務局の立場というか、とにかくこれまでの実績を書かないといけないのに、何を書こうかでおそらくUDっていうもの、正面切って入ってこない。ないんです。正確にいうと私が関係している社会基盤の工夫は挙げるべきものがいっぱいある。各市の取組で当事者参画で作り込んだものはあるんですが、ここはものづくりですから、私も思い浮かばない。無理にここを書くよりも書き方を先生がおっしゃるように書き方を変えないといけない。

(第1専門分科会長)

御発言ありがとうございました。それでは50分再開ということでお願いします。

(第1専門分科会長)

では、後半の議論を続けたいと思います。先ほどの参考資料1と、資料4、具体的な取組について記載している資料の、この二つを使って、まずは事務局から、簡潔にちょっと説明をいただいた上で、委員から意見の時間を長く取っていただきたいと思います。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

はい、御説明をありがとうございました。あとでちょっと時間がなくなってしまうと申し訳なく思うので今日ではですね、「介護をする人にやさしい社会へ」というチラシと、マークを配っていただいている。特に具体的な取組ということで、何か御意見あればちょっといただけないでしょうか。では、よろしくをお願いします。

(委員)

よろしくをお願いします。前回、ヘルプマークの話が出てました。ヘルプマークとヘルプカードの話で、県の方でホームページなど載せていただいているのでありがたいなと思っています。そのときに介護中マークっていうのは「認知症の家族の会」でもこういうのがありますってことをちょっと言わせていただいたので、今回やっぱり見えない状態の障害者の方のためにこういうものがあるんだっていうことを皆さんちょっと周知していただきたいと思って、お持ちしました。また、参考になればと思います。よろしく願いいたします。

(第1専門分科会長)

はい、どうもありがとうございます。今一方でケア問題っていうか、ケアラーの課題、結構社会的にもようやく取り上げられるようになってきているっていうことでもありますので、貴重な御説明ありがとうございました。

ではですね、今、事務局から説明をいただきました後半部分の参考資料に関わってる修正部分、あるいはさらに追加部分含めて意見あればと思うんです。ちょっと前半で時間を使ってしまいまして、できればコンパクトというか、まとめて御意見いただければなと思います。あと、前半で御意見をいただくタイミングを提供できなかった委員の皆さんには私の方から後ほど指名をさせていただきますのでお願いします。

(委員)

二点あります。ナンバー21のところ、住宅の問題なんですけど、セーフティネット住宅以外でも障害者に関して、県条例で差別してはダメだってなっているので、下の注釈でもいいので、しっかり書いておかないと、セーフティネット住宅でないので差別します、みたいな誤解が生まれやすいと、その根拠にされると具合が悪いので、ていねいな解説をお願いしたいです。

もう一つ、ナンバー23でございます。「美術館において」という文章なのですが、博物館法においては、美術館も、博物施設なんです。県立美術館と、琵琶湖博物館もあるので、ここをあえて、博物館法の美術博物館である、美術館だけを特だしするのではなくて、博物館もあるので、やっぱり博物館・美術館という形で、博物館法等施設という形の書きの方が違和感がないのではないかと。なんで美術館だけここに出るのかということにもなりかねないので、そこはちょっと気になったところです。

(第1専門分科会長)

二点御意見いただきました。14ページの住宅セーフティネットの方の記載は修正したんだけど、加えて、滋賀県の共生条例の中でそもそも入居拒否が条例上は差別にあたるみたいなことをちゃんと記載してもらえないかということ。それから18ページ、博物館ということで2点事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

はい。一点目につきましては、誤解のないように注釈を書かせていただくように対応したいというふうに思っています。

二点目につきましては、あくまでも具体的な取組の例ということで美術館を挙げているところなんですけれども、博物館にも確認をしまして、どういった取組がされるのか、追記すべきものがあれば、ここに並べていただきたいというふうに思います。

(第1専門分科会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

では他に御意見どうぞよろしくお願いします。

(委員)

障害理解について、主に4ページです。追加していただきたい点があるんです。滋賀県条例に基づく、バリアフリー化の助成制度があると思います。簡易スロープとか筆談ボードとか、いわゆる合理的配慮助成金ですね。あれを活用して、事業者、民間団体に期待される取組例として紹介いただきたい。

また、もう一点、今年度から滋賀県条例に基づいて、共生社会サポーターステッカー制度が県知事の肝いりかどうかは分かりませんが、ステッカーの啓発活動が公開されているので、その共生

社会サポーターステッカー啓発取組についてもここに掲載されるといいなと思いました。以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。一点目が条例に基づく助成、合理的配慮助成であったりそういったものを活用して改善をしてきた取組例みたいなものを紹介できないかということが一点。

私がちょっと滋賀県民でないのだからちょっと分かっていないところがあるんですけど、滋賀県独自のステッカーですかね。啓発活動の取組も紹介されたいかがかという、その二点でよろしいですか。

(委員)

はい。よかったら事務局の方、紹介をお願いします。

(第1専門分科会長)

ぜひお願いします。県外の人間で分かっていないのでよろしくお願いします。事務局の方から今の二点についてよろしくお願いします。

(事務局)

一点目、合理的配慮の提供に関わる費用の助成、これを活用して、住みよいまちづくりができないかということで、こちらホームページにも載せていまして、活用状況は分からないんですけども、よく活用していただきたいものですので、担当課と相談しながらこういった形にさせてもらうかというのを検討したいというふうに思っています。

二点目の共生社会サポーターのステッカーを作成して、こちら条例の理念の普及を図っていくということとしておりますので、こちらにつきましても書きぶりは相談しながら掲載のほう考えていきたいと思います。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。あとでもしよかったらそのステッカーをちょっと見せていただければ、別に今すぐということではないのでよろしくお願いします。ぜひそういう形で共生条例の方も、もっと広く知られるっていうのが進んでいけばいいなと思いました。どうもありがとうございました。

では他に御意見、よろしくお願いします。

(委員)

参考資料のナンバー23、18ページの5行目なんですけど、「美術館における、受付に筆談具の配置、幼児向けの展覧会ガイドブックの制作、学校の団体鑑賞受入れ、展覧会において「触れる展示」の実施」、っていうのはこれも必要なんですけど、もし叶うならいいんですけど、私、美術館に行くと、非常に低いものでこういう感じでしていると全然展示物が見えないんです。もしそういうので車いすでも見やすい配慮で例えば、上に鏡をつけてもらうとか、展示を低くするというのは難しい

と思うが、私でも見られるような、誰でも見やすい美術館の配慮をここに盛り込んでいただけたらありがたいと思いました。

あともう一点なんですけど、前回、私の意見だったと思うんですけど、ナンバー20、14ページの1行目で、バリアフリー料金で、交通料金が上がると思うがっていうことで改善されることを盛り込まないかっていうことを私の意見でしたけど、鉄道駅におけるホーム柵、エレベーター等の設置などによる一層のバリアフリー設備整備っていうふうに書いていただいているんですけど、これは鉄道会社の方でやってもらうこと、やっておられることなので、鉄道会社におけるホーム柵、エレベーター等の設置を段階的に一層バリアフリー設備の整備とか、一般がやっているのではないのでその辺どうかなどと思いました。以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。美術館、そういう展示を中心にしたところでの車椅子でも見やすいサイトラインというか、そういうちゃんと考えられた展示で、ということが一点、もう一つが先ほど20番に関連して、内容としてはよりその鉄道会社が自ら取り組むというそういうことが分かるようにするということですかね。民間の取組ということでの位置づけという意味でしょうか。では、事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局)

一点目、18ページ、目指す方向のところには、③で、「だれもが等しく文化芸術やスポーツに親しめるような環境の整備等に取り組めます。」と記載させていただいております。今の美術館のところは、県における具体的な取組例で、実際に美術館で取り組んでいることを記載させてもらっているところですが、今おっしゃってくださったように車いす乗っていると見づらいといった御意見を頂戴しましたので、これについては美術館の方にもそういった御意見をいただきましたということで、伝えていきたいというふうに思います。

二点目、鉄道のところなんですけれども、こちらは14ページ、事業者・民間団体に期待される取組例として挙げさせていただいておりますので、そういったことでよろしかったでしょうか。事業者・民間団体の取組例として記載させていただいております。

(第1専門分科会長)

そういう趣旨でここに記載されていることを確認したいというですね。ありがとうございます。

(委員)

18ページになります。美術館の話があったかと思いますが、この文章の中に入れてほしいことがあります。案内表示、指示です。アナウンスがあると思うんです。機械を持って、展示の前に行くと、そこから情報がもらえるような。それは手話が出てくるようなものもあるんです。これを導入してほしいなどと思います。そういったことが記載されていないのでお願いしたいです。

二つ目に、同じページ、18ページ、一番最後のところに、手話ができる係員という言葉ですね。どういうイメージで書かれているのか特にイメージができません。私はできれば、手話通訳者を置いてほしい。そういう願いを持っています。通訳者ということまで含めて欲しいです。

選挙の話になります。聴覚障害者に対する配慮があんまりされてないんです。選挙の場所に行きます。説明されても聞こえませんので、それをそこで聞こえませんというと、終わってしまうんです。投票の紙を渡されるだけなんです。投票所に理解がないわけです。だからいつも普通に聞こえる人に対して、質問される。あなたの名前は、住所は、聞かれた時と同じように手話ができるかは別として、改まった文章で提示していただいて、尋ねてもらえるような配慮をしてほしいと思います。そういったことも付け加えてほしいです。

最後です。これは、お願いとして、先ほどの話の前半6ページになります。「インクルーシブ教育」、「インクルーシブ教育システム」という話がありました。これはちょっと置いて、「障害がある子どもと障害がない子どもがともに」、これ、私は構わないと思います。もしその文章をやめて、「インクルーシブ教育」という言葉を入れると、私としてはあまりそこには賛成ができません。ということがあります。ちょっと頭に入れて検討をお願いしたいと思います。以上です。

(第1専門分科会長)

はい、ありがとうございました。改めてまとめることはいたしませんけれども、特に美術館のところは先ほどの委員含めていろいろ皆さん、今の現状のままでは足りない部分があるっていうふうな意見を頂きました。

あと手話通訳者の配置ということを考えられないのかということを含めてお話いただきました。

最後の四点目につきましては、インクルーシブ教育に関しては今までの議論の結果を含めて、この行動指針ではですね、インクルーシブ教育という言葉は使わずに、先ほどの「ともに学ぶ環境づくり」という。ともに学ぶということで表現としては整理をするということで前半確認をいたしておりますので心配なくといいますか、座長としてもその部分をしっかり受け止めて、最終の修文を事務局と進めていきたいと思います。それ以外の部分を事務局の方でいただけますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。美術館の方の多くの御意見を頂戴しております。こちら県における取組例を書かせてもらっているところですので、すでに取組をされてるようなものであれば、こちらに追記させていただきますし、もしそうでないものにつきましては、先ほど委員から言っていたいただいた意見同様、こういった分科会の中で、委員さんからこういう御意見をいただきましたってことで伝えておきたいと思っております。

二点目、市町に期待される取組例のところ、手話のできる係員のところは手話通訳者という形に修正したいと思っておりますし、また選挙のところですね、聴覚障害のある方に対する配慮についても、期待される取組例ということで書かせてもらっているものですので、こちらに記載させてもらうとともに、この行動指針ができた際には、市町の方にも委員の意見を踏まえてこういう形でいれさせ

てもらっているということで周知の方を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

(第1専門分科会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(第1専門分科会長)

この後ですね、残っている時間でまだ御発言をいただく機会をちょっと作れなかった委員の皆さん順番にマイクを回していただく形で発言いただきたいと思います。

(委員)

これを読ませていただいて、聞かせていただく中で、私がちょっと注目していたのは、快適に過ごせる住まいとか、移動手段はやっぱり気になるなどと思って見ていまして、特にここをこういうふうに変えてくださいってことはないんですけども、思いやり区画っていうところがもうちょっと強く、いろんなところで視覚的にも注目は浴びるような、多用してもいいぐらいの気持ちで、もっと活用していただけるといいなというふうには思いました。私からは以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。先に回していただいて事務局から後ほどお答えいただくということでよろしいでしょうか。

(委員)

ここがこうってことはないんですけども、初めから施設づくりのときに取り込むということは賛成です。この建物は割と新しいなと思うところでも、和式トイレがなぜかあるっていうのは不思議で、ユニバーサルデザインの方向に向いているというのであれば、多分、和式トイレが必要であるということを目指された設計者であったり、その建物を作りたいと思われた方の意見が多分に反映されているのだと思うんですけども、そういうところにも私達のような障害者であったりとかが入って意見が述べられるようになるといいかなと思っています。以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。もう最初からみんなが使えるということですね。よろしく願います。

(委員)

この資料の中にはないんですけど、私はちょっと思ったことを言わせてもらいます。ヘルプマークの、

この8ページに載ってる、このマークなんですけども、最近私知りまして、この話、ここで会議しているときに、このマークがあるよっていうのを知って、それから会社に行く時に電車に乗るんですね。そのときに大きな広告を見まして、すごく分かりやすく、すごくいいなと思うんで、私は使っていないんですけども、使っているのか、悪いのかというのが、ちょっとそこらをちょっといつもそれを見もって、どういふ人が使って、どういふふうにして使うのかっていうのがもう一つよく分かるような感じであるといふなという感想を持ちました。はい、以上です。

(第1専門分科会長)

はい、ありがとうございます。改めてここでヘルプマークという言葉をあちこちで宣伝してるのは分かったけど、じゃあ当事者が、自分が使っているのかどうかみたいなの、そういう何か説明とか情報も欲しいなということですね。すごく大切な意見ありがとうございます。せっかくみんな知っても、必要な人が使えなかったら意味がないですもんね。

はい。ありがとうございます。

(委員)

今、本人の気持ちをすごく端的に言っていただきました。私たちは支援をする側としての立場でよく物をいうんですけど、本人さんがどう思っているのかっていうのが一番大事かなって思っています。私も県の共生社会作り条例の立ち上げのときには関係させていただいて、もう丸々3年が過ぎましたけども、いったい県民の方はこの条例本当にわかってくるのかなっていうのが実際なんです。

今回のユニバーサル推進もどれだけ県民の皆さんに浸透していくかっていうのが一番のテーマじゃないかなっていうふうな思いでいっぱいなんです。で、これだけの時間をかけてこれだけのものが形づいたものですので、絶対皆さんに知ってもらいたいっていう、これからの役割っていうのは、そこが最大で工夫をしてもらって、私もそうなんです。工夫していきたいと思っております。ありがとうございます。

(第1専門分科会長)

どうもありがとうございました。この指針を作って終わりではなくて、むしろこれから浸透させていくっていうことがすごく大事じゃないかというご意見でした。

(委員)

はい、お願いします。一つ教えてほしいんですけど、本編の方の16ページの「②外見からはわかりにくい障害の人への周知」ってあるんですけど、「人の～」じゃないですか。いかがですか。

それと他の視覚障害者から意見が出ているんですけど、広報のところで、広報をする時に点字版、音声版、拡大文字版という言葉を入れていただきたいということです。以上です。

(第1専門分科会長)

はい。ありがとうございました。

(委員)

19ページのところの「だれもが満足できるサービス・情報の提供」のところの事業者・民間団体に期待される取組例のところですが、一番最後に「高齢者、障害者、子どもを連れた人などに対し、災害や病気などの緊急時にも十分対応できるような接客係員の適正配置」っていうところがあります。それだけじゃなくて、オレンジ協力隊というものがあまして、認知症サポーター養成講座の受講者がおられるお店とか事業所があるんです。そういったお店、まだまだ数少ないし、ほとんどまちでも見かけないんですね。だから障害者にやさしい店、認知症の方にも優しい店、そういう対応できる店員さんがいらっしゃる店で、表にそういう店ですよって表示するマークでもあって、だれもが利用できるようなお店が普及されればいいなと思っていますので、この辺にちょっと一言、付け加えていただけると嬉しいなと思います。よろしくお願いします。

(第1専門分科会長)

そういった対応ができるスタッフをこのお店は配置してますよってというのが分かるようにできないかなというのですね。

(第2専門分科会長)

座長としてのまとめではなくて、ちょっとだけ私個人の意見を言わせてください。私20年、滋賀県に通ってきたのは、バリアフリーの基本構想作りなんです。いくつかの市なんですけれども。その中で、現時点でなんとかこういう文章の中で改善してほしいのは、一つは基本構想を作ったまま放置しているんです。継続改善をしない。継続改善というのは、ユニバーサルデザインの基本要件です。言わずもなぐらいです。しかしやっていない。多くの基本構想がそのままになっております。今や古びております。ただし、改善しているところもあります。実はその守山市では、改善協議会として市民UD 会議をして、その後の公共施設、近年ですと体育館とか、これについて計画の段階、つまりゼロの段階から話し合っ、最後、維持管理まで含めて、徹底的に作ったらやっぱりいいものになったんですね。そういうことも分かることをもう一言入れたいなと私の意見としてはあるのですね。今申し上げたことをまとめると基本構想の策定を進めることは本文にあります。そのどこかにですね、それを継続して改善する。それを市町に期待される取組例もあります。

それからもう一つは今申しました、多くの市の基本構想で、基準とかですね、ガイドラインに書いてあることをそれでいいと、とんでもないんです。それくらいやって当たり前のことなんです。やらんはおかしい。やはり期待されるのは、その基準を超えて取り組むこと。そういう意味では先ほど申しました守山の例など、せつかくの守山市の基準を超えた整備事例、最近ですと米原市の市庁舎は基準を超えたしかけがいくつか、バリアフリーのしかけだけじゃなくて、かなり市民目線でやっているものあります。こういうものを少したえるもの、2~3行でいいので入れておくとよいのではないかと考えて

おります。

それから細かいことですが、先ほどから言われています、博物館、美術館、本県はとにかく琵琶湖を持っているので、琵琶湖博物館、あれは県でしたか、県ですよ。とにかく琵琶湖博物館はしっかりとヒアリングして、ここに書き込むに足るこれまでの取組、期待される取組、なんか琵琶湖、滋賀らしさで琵琶湖という言葉が出てこないだろうかと思っていましたので意見です。

(第1専門分科会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

先生方がいろいろと今お話しされたこと、事前にですね、協議して、建物なり、ものを作るという話で、事前に予備知識で、前回までの議事録を見させていただきまして、私も設計をやっております。設計事務所としてかなり厳しい御意見をいただいていたみたいですし、当然ながら、やはりそういうことを事前にやって、それを設計に入れ込んでやっていくという大切さ分かっておりますが、ただし国の施策として単年度での事業、要するに補助金が国から県、県から市に下りていってですね、1年間で仕上げないといけないという、こういう内容はおかしいです。

国にもやっぱりこれ考えてもらわないといけない。いいもの作ろうと思いますと、やはり2年、3年かけても、その補助金が流れて、できるような仕組みです。やはり国にも考えてもらわなきゃいけない問題かなと思う。

ただ、やはりトップの市町村なりが考え方を変えて、やってらっしゃるところもあります。やはりそれはいいものができているなと思っておりますし、我々、設計事務所としてもやはりそういう形で行政の方と、それと地元の方の話を聞いてやりたいと思っています。

それと設計事務所の責任として、やはりこういったユニバーサルデザインなりいろんな内容をお弟子さんなり、民間の方に我々がしっかりと伝えていかなきゃいけない役目、責務を持っているかなと思いますので今後これを機会に頑張っていきたいと思います。以上でございます。

(第1専門分科会長)

どうもありがとうございました。では、事務局の方からよろしく願いいたします。

(事務局)

はい。ありがとうございます。思いやり区画についてはですね、設置状況は本編資料18ページに書かせてもらってるんですけども、利用希望者が多くてなかなか駐車できないといった御意見も日々頂戴してるところでございます。今年度なんとか増やせないか、法的根拠がある車いすの駐車場と違って思いやり区画については「検討お願いします。」という形で進めているところなんですけど、この後も増やせるように周知の方もしっかりとやっていきたいと思っていますところなんです。

また、作っただけで終わりではなくて、どれだけ浸透させていくか、ここも本当にものすごく大事な

ところだと思っています。10月目途の改定ということにしておりますけれども、作った後にいかに広めていくか、勉強会であったり、そういった場も設けたいというふうに思っています。いろんな媒体を使つての周知もしていきたいと思っていますので、ぜひ皆さんも周知の御協力をよろしくお願いをいたします。

認知症サポーター養成研修の受講を事業者・民間団体に期待される取組例のところに記載してはどうかということでしたので、こういったところ御意見を踏まえて、記載についても検討したいというふうに思っています。

ヘルプマークのところだったと思うんですけど、こちら「外見からはわかりにくい方への」、ってなっているところですけど、言い換えると「外見からわかりにくい障害がある方に対する」っていうことを書かせてもらっていると思っていますので、「～への」から、「～に対する」って書いた方が分かりやすいかなと思いましたが、改めてちょっと修正したいというふうに思っております。

最後に先生がおっしゃってくださったバリアフリー基本構想の部分ですね。市町においても策定をされていますけれども、見直しができないところがあるということを御意見をいただきました。まだ作られてないところもある中でなんですけれども、見直しが大事だと思っております。ここに記載するかどうかはおいておきまして、市町の担当者会議の中でそういった話もしておりますし、ユニバーサルデザイン行動指針の内容についてもまた説明をしていきたいというふうに思っていますので、いただいた御意見については市町の方にもお伝えをしたいというふうに思っております。以上です。

(第1専門分科会長)

事務局から説明、回答いただきましたけど、他に、何か御意見、あるいは再確認も含めてなにかございますか。

(第2専門分科会長)

最後の基本構想の継続改善はこれが大事だっていう性質のものじゃなくて、大事どころかそれがなかったら、もうそこでぶつっと消えてしまって、全くUDの良さが活かされませんので、本文の中に、基本構想策定を進めると2～3行ありますので、そこにまた継続的な改善を図ると、たった10字ほどで終わるのですが、それをどこかに入れませんか。以上です。

(第1専門分科会長)

ちょうどそこに関連したことを補足しようと思っていたんですけども、実は2018年のバリアフリー法の改正で作りっぱなしでは駄目だということで定期的に見直すことが法律上努力義務化されたんです。

それで、バリアフリー法上での努力義務化されたことを受けて継続改善、定期的に見直すというのを入れるのはそんなに法律とかを無視して、滋賀県独自の事ではなくて、本来、法律上やらなきゃいけないことを書くということにいけるのではないかとということを情報共有しておきたい。

(第2専門分科会長)

大阪府の例ですと、毎年、継続改善の協議会やっている高槻、豊中とか、枚方とか、というところと全くやっていない大阪市、それから堺市はやりだしましたけれども、南部がほとんどやっていないですね。大きな差ができてきましたのでちょっと補足しておきます。だからそんな、大事だねっていうことで終わらない、決定的な差が空きますので、入れたい。

(第1専門分科会長)

ではですね、今日は本当に時間が足りないくらいというか、後半圧縮した形で議論を進めさせていただきましたが、最終回でもこれだけ議論が尽きないくらい、今回のやはりこの行動指針に対する委員の皆さんのすごい熱い思い、期待ということを改めて感じた検討会でした。先ほど言われたとおり、私たちこれだけのものをもって行動指針の改定ということの議論を進めてきたんですが、これを滋賀県民に知っていただくということが、これからさらに大事になってくるのかなというふうに思いました。今回いただいた意見ですと例えば、具体的な修文の中身を含めてこれから意見交換させていただくことと思います。

事務局と調整をしながら、必要な修正を加えたものをまとめてということで、三星先生と私の方で最終ちょっと預らせていただいてとりまとめ、審議会に諮りたいと思いますのでどうぞよろしく願います。では、最後ですね三星先生の方から閉会のコメントをいただければと思います。

(第2専門分科会長)

私からは、まずは皆さんへの御礼を申し上げたいと思います。非常に長期間にわたりまして、熱心な討論、ともすると委員会はあんまり御意見仰らない場合が結構あるんですけど、この委員会とはかく時間が絶対的に足りない。皆さんの熱心さにはわたくし個人も本当に励まされて取り組むということになったところです。その点まずは御礼を申し上げたい。

二点目がですね、先ほどからの議論もそうなんですが、事務局がちょっとだけ苦しいところは過去の例と違って、尾上先生が先ほどおっしゃたように実際はある程度、多少はあるんだろうけれども、やっぱりまだ把握できるほどUD例がないんですね。ないのになんか書かないといけないしんどさはあって、それは非常によく理解できて、ちょうどいいものがでてきたところで、ただそれも皆さんの御意見の反映、賜物なんですね。ありがとうございます。そういうことを考えますと、本当に痛感するのは、県民の皆さんにUDをよしやろう、うちの店でも考えてみよう、うちの工場でも考えてみよう、うちの役所でも真剣にやろう、先ほどの力強いお言葉、これは建築士会だなあと、こういう気づきもこれも、思うわけです。それがいいと思うんです。最後のブラッシュアップ、そういう意味で元気の出るものにしたいですね。そういうことを思いました。

もう一つの特徴は全編通じて、私はやはり当事者の参画にあると思う。非常に優れた技術者、技能者、たった一人が机でUDが出来上がるものではなくて、だれも取り残さないが最初のこのベースにしましたので、だれも取り残さないということはたくさん参加できればいいんですけども、使う方自身に入っていて、それもゼロから、全く構想どころか、発想の段階から入っていただい

て、それで最後、先ほど言いました継続改善。これをぜひ進めていきたい。

そういう考えていくとやっぱりこれまでの我々の行動指針というのはかなり弱かったですね。今回ずいぶん事務局の努力で相当押し出されてきていると思う。それに基づいて、なんとか県民から国から、市町から、県は県の方針を示したので、それぞれで作ってほしいですね。自分とこの市で作っていただいてもいいです。さっきの守山の例でいえば、実績があるわけです。そんなところで良いものになってきたと思います。

ありがとうございます。以上、私のとりまとめでございます。

(第1専門分科会長)

はい。どうもありがとうございました。

(第2専門分科会長)

継続改善という以上はこの会議の継続改善は行われるのか。なんらかやっぱり継続改善、どのみちこれは何年に一回、改定必ずありますので。

(第1専門分科会長)

前半でも質問と指摘があった部分で、これを作ってももちろんまずは普及をさせていくし、常にやっぱり定期的に見直していく、進捗状況見ていくことが大事だということで、ちょっと三星先生おられなかった時間帯なので、もう一回事務局の方から説明いただいて今日の議論の最後としたいと思います。どうぞよろしく願います。

(事務局)

なにか決まったものではないんですけども、今回17年、18年ぶりの改定ということで、見直し期間が設けられなかったということで今回は5年程度で見直そうということに記載させてもらったところです。見直しの際には、またですね、こういった分科会を立ち上げて、検討したいというふうに考えておりますので、またその際はどうぞよろしく願います。

(第1専門分科会長)

はい。ということで、また分科会がこのメンバープラスαで再開をして、このとき頑張ったらこれだけ進んだね、というふうに言えるように、さらにもっと前に進めていこうという議論できればなという期待を持ちながら今のお話を聞いておりました。

委員の皆様におかれましては長時間にわたりまして、熱心にご議論いただいてありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しします。

(健康福祉政策課長)

はいそれでは失礼いたします。

本日も長時間、また熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。冒頭、会長の方からも、一部振り返っていただきましたけれども、この分科会で、令和2年の2月に第1回の会議をさせていただいてからですね、時間が経ってしまいました。途中、コロナがあって中断も余儀なくされたわけなんですけど、何とか、6回の分科会を通じまして、本当に多くの御意見をいただきながら、ここまでたどり着けてこれなんだなというふうに思っています。

そうした意味では、まずもって尾上会長、三星会長を初めですね、委員の皆様方のこれまでの御協力に対しまして、改めまして御礼を申し上げたいと思います。

本日も最後の会議ということでもございましたが、たくさん御意見を頂戴いたしました。中には大変重要な御指摘もありですね、少し修文といいますか、大きく修正を加えていかなければならないところもあったかと思いますが、最後、尾上会長おまとめいただいたように、再度両会長とも相談しながら、また皆様にもフィードバックしながらですね、最後まとめ上げていきたいというふうに思っています。

冒頭の説明で今後のスケジュールも申し上げましたけれども、この後、分科会のまとめということで、社会福祉審議会の方にも御報告をいたしますし、また、県民の皆さんに広く御意見を聞くということが、非常に大事なことでございますので、県民政策、コメントパブリックコメントという過程で、これは意見を聞くということはもちろんなんですけど、こういうことを通じてですね、このユニバーサルデザインの行動指針を知っていただく、周知の意味っていうのもあるかと思っておりますので、最後はそうした、広く県民の皆様御意見を聞きながら、より良いものにしていきたいというふうに思っています。

あと、会長おまとめいただいた中にもございましたが、もう一点キーワードといたしましては、作った後ですね。この行動指針ができた後、いわゆる不断の見直しをしていくこれはもうより良いものにしていくっていうのは、このユニバーサルデザインの基本的な考え方ですので、まずはこの行動指針がそうした形で少しでも良いものにしていくっていう不断の見直しはしていきたいと思っておりますし、加えまして、この指針をどういうふうにして県民の皆さんに御理解をいただき、あるいは事業者の皆様参考としていただいて、お取り組みをいただくか、これは団体の皆さんもそうですし、そうしたことがしっかり行動指針を参考に、多くの皆様に取り組んでいただけるような、そういう展開っていうのも、これはもう我々行政はもちろんのことですね、委員の皆様、それぞれのお立場で、ご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、これからもそういった意味では、委員の皆様、御協力をいただくことになるかと思いますが引き続き、どうか御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、委員の皆様、どうもありがとうございました。たくさんいただいた意見、やはりこの分科会やってよかったなっていうのは、私は今回初めて出たんですが、ずっと今までいただいた委員の皆様御意見を読ませていただいたり、本当に熱心に御議論いただいたっていうのはひしひしと伝わってきました。この指針改定に当たって、この分科会の意味といいますか、存在意義というのは、本当に私感じておりますし、議論を重ねてよかったなというふうに思っています。改めまして感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちましてユニバーサルデザイン推進検討専門部会は終了いたします。皆さんありがとうございました。

(了)